

言渡	平成27年	資料4-3
交付	平成27年	
裁判所書記官		

平成2 第 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成27年 日

判 決

[Redacted]

原 告 [Redacted] 株式会社
 同代表者代表取締役 [Redacted]
 同訴訟代理人弁護士 宮 本 智
 同 田 中 絵 美

[Redacted]

被 告 [Redacted]
 同訴訟代理人弁護士 角 田 由 紀 子
 同 伊 藤 和 子
 同 中 西 俊 枝
 同 雪 田 樹 理
 同 有 村 と く 子
 同 山 崎 新
 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

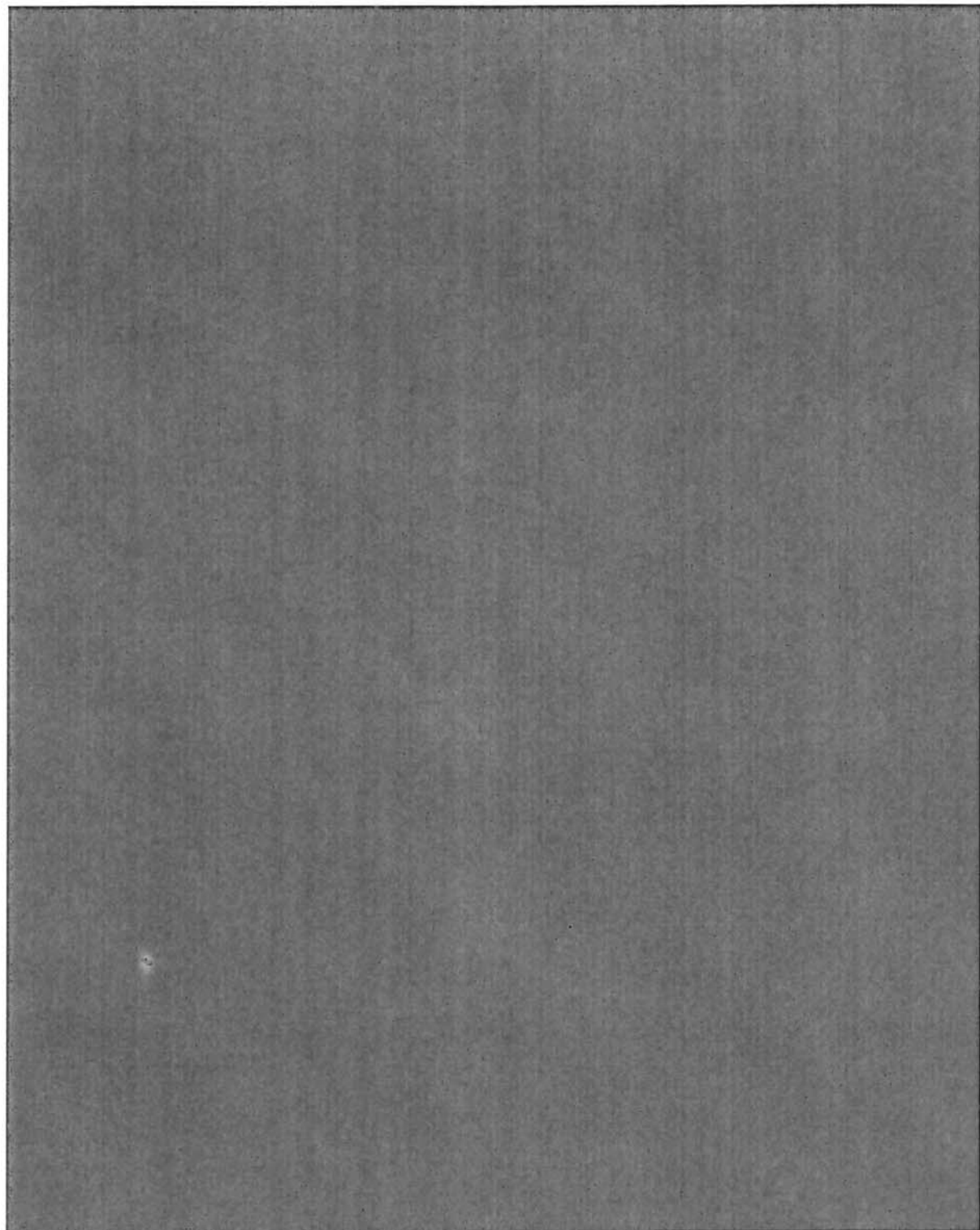
事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、2460万円及びこれに対する平成2 から
 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要



第3 当裁判所の判断

1 認定事実

上記前提事実，証拠（甲2～7）及び弁論の趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 原告が第1次契約を締結した目的と、契約書の記載内容

原告は、被告をしてアダルトビデオに出演させ、ヌードにさせることを主たる目的として、当時未成年であった被告との間で、親権者の同意を得ることなく、業務内容に「アダルトビデオ」を明示しない第1次契約を締結した。この契約は、民法5条2項により取り消しうべき契約である。

(2) 第1次契約に基づくアダルトビデオの撮影

そして、原告は、第1次契約に基づき、被告が未成年の間は露出度の高いグラビア撮影等に從事させ、被告が成年になった月である平成20年12月に、1本のアダルトビデオのため複数回にわたり撮影に從事させた。

(3) 第2次契約に基づき1000万円くらいの違約金がかかることの告知

原告は、平成20年12月1日、業務内容に「アダルトビデオ」を明示した第2次契約の契約書に署名指印させた。そして、原告は、被告に対し、あと9本のアダルトビデオへの出演が決まっていること、これを拒否した場合には1000万円くらいの違約金がかかることを告げて、第2次契約に基づき、被告をアダルトビデオの撮影に從事させようとした。

(4) 被告が解除の意思表示をした理由

被告は、グラビア撮影の内容及びアダルトビデオへの出演が、第1次契約の当初より被告の意に反する業務であったため、平成20年12月1日のグラビア撮影及び翌3日のアダルトビデオ撮影の直前である同月1日に、支援者を通じて、原告に対し、第1次契約及び第2次契約を解除する旨の意思表示をした。

2 検討

上記前提事実及び認定事実に基づき、被告の不出演が債務不履行にあたるかを検討する。

(1) 契約の性質

第1次契約及び第2次契約の内容は、被告が出演するものについて原告の決定に従わねばならず(8条1項)、出演しなかった場合に損害賠償義務を負うとされているのに対し(9条1項、6項)、被告の得られる報酬の額や支払方法について具体的な基準は定められてい

ない（7条1項，2項）。実際にも，被告がどんなグラビア撮影やアダルトビデオ撮影に従事するかについては，被告の意思にかかわらず，原告が決定していた。また，原告が芸能プロダクションの運営等を目的とする会社であり，被告以外にもアダルトビデオに出演する女優を多数マネジメントしてきたと考えられるのに対し，被告は，第1次契約の当時は18歳になって間もない高校生であり，第2次契約を締結したのも成年[]であった。

これらの実情に照らすと，第1次契約及び第2次契約はいずれも，被告が原告に対してマネジメントを依頼するというような被告中心の契約ではなく，原告が所属タレントないし所属AV女優として被告を抱え，原告の指示の下に原告が決めたアダルトビデオ等に出演させることを内容とする雇用類似の契約であったと評価することができる。

そうすると，被告の解除は，[]年間という期間の定め（3条）のある雇用類似の契約の解除とみることができるから，契約上の規定にかかわらず，「やむを得ない事由」があるときは，直ちに契約の解除をすることができるものと解するのが相当である（民法628条）。

（2）直ちに解除することの可否

アダルトビデオへの出演は，原告が指定する男性と性行為等をするを内容とするものであるから，出演者である被告の意に反してこれに従事させることが許されない性質のものである。それなのに，原告は，被告の意に反するにもかかわらず，被告のアダルトビデオへの出演を決定し，被告に対し，第2次契約に基づき，1000万円という莫大な違約金がかかることを告げて，アダルトビデオの撮影に従事させようとした。したがって，被告には，このような原告との間の第2次契約を解除する「やむを得ない事由」があったといえる。

（3）債務不履行の有無

そうすると，仮に第2次契約に基づき被告に平成2[]年のグラビア撮影及び同月[]日のアダルトビデオ撮影等への出演義務があったとしても，被告の民法628条に基づく同月[]日の解除により，第2次契約に基づくこれらの義務は消滅したと認められる。したがって，被告がこれらの撮影に出演しなかったことは，債務不履行にあたらぬ。

以上により，その余の点を判断するまでもなく，被告は原告に対し，債務不履行による損害賠償義務を負わない。

第4 結論

よって，原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事 

裁判長裁判官 原 克也

裁判官 外山 勝浩

裁判官 藤田 直規